

「経済的支援に関する検討会」中間とりまとめ叩き台に対する警察庁意見

第2 提言（案）

1 経済的支援の理念、目的、財源について

(1) 理念・目的はいかにあるべきか

新たな経済支援制度の理念及び目的については、犯罪被害者等基本法第3条の基本理念及び同法第13条の規定を踏まえ、その理念は、「社会の連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等の尊厳ある自立のを支援に資する」こととし、その目的は、「犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため」~~「犯罪被害者等が、その被害の状況および原因、その置かれている状況等~~に~~応じて、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を受けられるようにするための施策の一環として、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るための~~必要な支援を行うこと」とするのが、最も相応しいのではないかと考えられる。

【修文理由】

本項の理念・目的が、今回提言される新たな経済的支援制度全般に係る理念・目的を掲げたものということであれば、各種の社会保障・社会福祉制度と相俟って「犯罪被害者等の尊厳ある自立の支援に資する」という表現ぶりにはあり得るのではないかと考える。また、修正案で引用された「犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため」という目的は、基本法第13条の犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等の必要な施策を講ずることの目的であり、犯罪被害者等のための施策全体に係る目的ではないこと、また、「犯罪被害者等が、その被害の状況及び原因、その置かれている状況に~~応じて、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援~~」を行うという基本法第3条の基本理念は犯罪被害者等のための施策全体に通じる基本理念であり、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等は、そのような基本理念に基づく施策全体の中で、その一環として講じられるものであるから、上記の修文を行ったものである。

2 経済的支援の内容に関するもの

(1) 経済的支援の内容はいかにあるべきか

医療費（1年を超える医療費の自己負担分）

1年を超える医療費の自己負担分については、犯罪被害給付金制度の重傷病給付金の支給対象期間が3ヶ月から1年に拡大されたばかりであることから、当面、その運用を見るべきである。

~~ただし、運用状況から、1年をさらに拡大する必要がある立法事実が出てくれば、さらなる期間の拡充を検討する必要がある。~~

また、長期療養を必要とする犯罪被害者に対しては、厚生労働省において、犯罪

被害者を含め、長期療養を必要とする患者が必要な医療や介護サービスを受けられるようにするための施策が実施されているところであり、保健医療サービス全体の中で適切なサービスが提供されるように努めるべきである。

【修文理由】

重傷病給付金の支給対象期間については、３ヶ月から１年に拡大されたばかりであり、当面、その運用を見るべきであるとの記述に留めるべきであり、運用状況を見極めていない段階で、将来の検討の方向性を制約するような記述を盛り込むことは適当でない。そもそも、犯罪被害者等に対する経済的支援については、社会福祉・社会保障制度全体の中で検討すべきところ、長期療養を必要とする犯罪被害者に対しては、重傷病給付金の対象者に限らず、厚生労働省において、基本計画に基づき、必要な施策を実施しているものと承知しており、引き続き、厚生労働省の施策の中で対応されることが適当であると考え。

犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るための制度であり、経済的負担の完全な補填を図るためのものではなく、長期的な対応を要する場合には同制度から社会保障・福祉制度への橋渡しを行うことを前提として制度設計されるべきものである。

仮に１年を超える医療費に対する経済的支援を要する運用実態がみられた場合には、そのような支援を要する犯罪被害者等がどのような状況にあるかに応じ、重傷病給付金による対応だけでなく、厚生労働省が行う長期療養を必要とする患者が必要な医療サービスや介護サービスを受けられるようにするための施策の中で対応できないのかなど、改めて、社会保障・社会福祉制度全体の中であるべき姿及び財源を検討すべきであり、現段階で一定の検討の方向性を示すことは適切でないと考えことから。

6 併せて検討することとされているもの

(2) 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非

公費による弁護士選任（被害直後から） 損害賠償費用の補償

民事の面については、裁判における弁護士費用、損害賠償費用とも、それが相当なものである限りは基本的に敗訴者（加害者）側が負担すべきであり、これを国が補填することは適当でない。

また、日本司法支援センターにおいては、資力の乏しい犯罪被害者等に対しては、民事法律扶助事業により、無料の法律相談や加害者に対する損害賠償請求に当たったの弁護士費用の立替え等の支援を行っている。

刑事の面については、警察・検察において、~~犯罪被害者等~~**のに対し十分に**基本的な質問・相談に**適切に**応ずることができる**よう、より一層配意すべきである。**~~それでは足りず弁護士による対応が不可欠なニーズがどれほどあるか自体が不明であって、被害直後から公費によって弁護士を選任することに国民の理解は得られない。~~

また、（財）法律扶助協会（平成１９年３月３１日解散）が行っていた、犯罪被

害者等に対する刑事事件に関する法律相談、証人尋問への付添い等の援助事業（犯罪被害者等法律援助事業）など、民事法律扶助事業の対象とならない者や手続に関する事業（自主事業）について、日本弁護士連合会がこれら事業の実施主体となった上、総合法律支援法に基づき、これを日本司法支援センターに委託することとされたところである。

なお、相談・紹介に関しては、「支援のための連携に関する検討会」において、日本司法支援センターや民間被害者支援団体等の連携強化のための施策も検討されている。

【修文理由】

警察が行う刑事手続等に係る情報提供の内容について、事務局案は「犯罪被害者等に対し十分に質問・相談に応じる」との表現を用いているが、「十分に」という表現ではその意味する範囲が不明確であり、運用の際に混乱を来すおそれがあるほか、情報提供の十分性の判断は、結局、犯罪被害者等の主観に依らざるを得ないものと思料されるが、警察は、個別の事情に応じ、たとえ被害者の希望であっても教示できない情報を有していることから、犯罪被害者等のあらゆる希望に「十分」に応えるのは不可能である。

このような事情から、警察では、犯罪被害者等に対し、個別の事情に応じた「適切な」情報提供を推進しているところであるが、警察からの情報提供について、犯罪被害者等に誤解を与えることのないよう、警察の限界を踏まえた表現にする必要がある。